

## 一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第2 対策として実施できる事業 対策として実施できる事業は、次のとおりとする。</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 国営総合農地防災事業（国営総合農地防災事業実施要綱（平成元年7月7日付け元構改D第486号農林水産事務次官依命通知）<u>第2の2の（7）</u>に基づく事業をいう。）</p> <p>4～7 (略)</p> <p>第4 対策として事業を実施する地区の要件 要綱第4の4の要件は、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>1 農地の更なる大区画化・汎用化の推進 地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条<u>第1項</u>に規定する地域計画をいう。）を策定した区域であって、農地集積・集約化及び大区画化により担い手の米の生産コストが60キログラム当たり<u>9,500円</u>を下回り、かつ、おおむね10パーセント以上削減するとともに、直播栽培や地下かんがい等省力化技術等の導入により更なる生産コスト削減が見込まれること。</p> <p>2 水田の<u>汎用化</u>・<u>畑地化</u>、畑地、樹園地の高機能化等の推進 次のアからウまでのいずれか1つを達成することが見込まれること。ただし、第2の5のうち農業基盤整備促進事業（農業競争力強化農地整備事業実施要綱の第2の5に基づく事業</p>	<p>第2 対策として実施できる事業 対策として実施できる事業は、次のとおりとする。</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 国営総合農地防災事業（国営総合農地防災事業実施要綱（平成元年7月7日付け元構改D第486号農林水産事務次官依命通知）<u>第2の2の（4）</u>に基づく事業をいう。）</p> <p>4～7 (略)</p> <p>第4 対策として事業を実施する地区の要件 要綱第4の4の要件は、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>1 農地の更なる大区画化・汎用化の推進 地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条に規定する地域計画をいう。）を策定した区域であって、農地集積・集約化及び大区画化により担い手の米の生産コストが60キログラム当たり<u>9,600円</u>を下回り、かつ、おおむね10パーセント以上削減するとともに、直播栽培や地下かんがい等省力化技術等の導入により更なる生産コスト削減が見込まれること。</p> <p>2 水田の<u>畑地化</u>・<u>汎用化</u>、畑地、樹園地の高機能化等の推進 次のアからウまでのいずれか1つを達成することが見込まれること。ただし、第2の5のうち農業基盤整備促進事業（農業競争力強化農地整備事業実施要綱の第2の5に基づく事業</p>

をいう。) 及び第2の6のうち簡易整備型（水利施設等保全高度化事業実施要領別紙1第2の12に基づく事業をいう。）により対策を実施する場合にあっては、ウを達成することが見込まれること。

ア～ウ (略)

3 (略)

#### 別記様式第1号

TPP等関連農業農村整備対策概要書

対策名：農地の更なる大区画化・汎用化の推進

（成果目標：担い手の米の生産コストが9,500円/60kgを下回り、かつ、おおむね10%以上削減すること）

表 (略)

注1)～8) (略)

対策名：水田の汎用化・畑地化、畑地・樹園地の高機能化の推進

成果目標 (略)

表 (略)

注1)～8) (略)

をいう。) 及び第2の6のうち簡易整備型（水利施設等保全高度化事業実施要綱第2の3に基づく事業をいう。）により対策を実施する場合にあっては、ウを達成することが見込まれること。

ア～ウ (略)

3 (略)

#### 別記様式第1号

TPP等関連農業農村整備対策概要書

対策名：農地の更なる大区画化・汎用化の推進

（成果目標：担い手の米の生産コストが9,600円/60kgを下回り、かつ、おおむね10%以上削減すること）

表 (略)

注1)～8) (略)

対策名：水田の畑地化・汎用化、畑地・樹園地の高機能化等の推進

成果目標 (略)

表 (略)

注1)～8) (略)

#### 附 則

- 1 この通知は、令和7年12月16日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領に基づき採択された地区の要件については、なお従前の例による。